

令和 7 年 3 月 1 1 日招集

令和 7 年

第 2 回若桜町議会定例会会議録

(令和 7 年 3 月 1 9 日)

若桜町議会事務局

令和 7 年第 2 回若桜町議会定例会（第 3 号）

招集年月日	令和 7 年 3 月 1 9 日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前 9 時 2 6 分			
応 招 議 員	1 番	谷 口 貴	6 番	山 本 晴 隆
	2 番	森 田 二 郎	7 番	川 上 守
	3 番	梶 原 明	8 番	中 尾 理 明
	4 番	山 本 安 雄	9 番	小 林 誠
	5 番		1 0 番	山 根 政 彦
不 応 招 議 員				
出 席 議 員	1 番	谷 口 貴	6 番	山 本 晴 隆
	2 番	森 田 二 郎	7 番	川 上 守
	3 番	梶 原 明	8 番	中 尾 理 明
	4 番	山 本 安 雄	9 番	小 林 誠
	5 番		1 0 番	山 根 政 彦
欠 席 議 員				
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	上川 元張	教 育 長	盛田 恭司
	副 町 長	川戸 伸二	政 策 統 轄 監	武田 詢
	教育委員会次長	下石 裕美	総 務 課 長	山口由企夫
	町 民 課 長	川戸 康之	企画政策課長	谷本 剛
	会 計 管 理 者	谷口 国彦	福祉保健課長	藤原 祐二
	税 務 課 長	山本 賢一	地域整備課長	竹本 英樹
	地籍調査課長	矢部 広一	経済産業課長	中島 毅彦
	農業委員会事務局長	小林 貴之		

令和 7 年 3 月 議会定例会
会議の顛末
本会議（3 月 1 9 日）

議長（山根政彦）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は 9 人です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第 1

一般質問を行います。

順次質問を許します。8 番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

傍聴者の皆さんおはようございます。傍聴席には日本海新聞の記者さんのみですけれども、この大雪ですからやむを得んかなと思います。インターネットでお聞きの皆さんありがとうございます。

国政では、今、石破首相の商品券配布問題で大きな波紋が広がっています。石破内閣が提出した令和 7 年度予算案が衆議院で修正され、参議院でも患者の命に直結する高額医療費制度の改悪に反対する多くの国民の声に押され、凍結に追い込まれています。

こんな政府予算案が迷走する中、それに輪をかけるように、今月 3 日、石破首相が懇談会のお土産として衆議院 1 期の議員 1 5 人に 1 0 万円の商品券を配り、その後、首相公邸で官房長官を交えた会食を行ったことが報道され、衝撃が走っています。予算案審議と併せ、裏金問題の解明と企業団体献金の禁止に向け、熟議を重ねている中でのこの不祥事に与野党問わず、大きな批判が沸き起こっているのは当然です。

政治資金規正法第 2 1 条には、政治家の政治活動に関し、政治家個人への金銭等の寄附を禁じています。3 月 1 7 日の参議院予算委

員会で共産党の小池晃議員は、政治資金規正法は政策活動を政治上の主義もしくは施策を推進し、支持することなどを目的として行う直接間接の一切の行為である。会食で石破首相には政策を提案し、率直に受け止めてもらえたと答えたとの出席議員の話や別の議員の自分のところ、つまり選挙区に来てとの呼びかけに、首相が絶対行くと答えたことが報道されております。これは紛れもない政治活動だと厳しく追及されました。

石破首相はそれに対して、政治活動ではない、違法性はないと説明するとともに、多額の商品券に対する批判は甘んじて受ける、猛省している、道義的問題があったと発言していますが、このような姿勢対応で事態が収束するとはとても思えません。

私は石破首相には国のトップとして自ら招いた行為の重大な疑念に対し、真摯に答える責務があると考えます。そうしなければ、今国会で問われている政治資金規正法改正など、政治改革に背を向けることになると思うものであります。

それでは通告に従い質問を行います。なお、通告では、町長の施政方針についての項目を上げていましたが取り下げます。

最初の質問は、防災対策及び関連事項についてであります。その 1 つ、若桜町耐震化助成制度は、耐震診断、耐震設計工事、耐震改修工事について補助上限額を定めた範囲内で補助する制度と認識しています。この助成制度が施行された年度から令和 6 年度までの助成件数と助成額を伺います。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

中尾理明議員の一般質問にお答えいたします。若桜町耐震化助成制度が施行されてから令和 6 年度までの助成件数と助成額を伺うと

のご質問でございます。

耐震診断、耐震設計、耐震工事への助成制度につきましては、平成２２年度に「若桜町震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱」を定めて支援制度を創設しております。その後、平成３０年及び令和元年に全部改正を行い現在に至っております。また、平成３１年には、要件を満たした場合に限り木造一戸建て住宅の耐震診断を無料とする「若桜町木造住宅耐震診断促進事業実施要綱」を定めて、耐震化の促進を図っております。

制度の主な内容ですが、木造・非木造住宅を対象にした耐震診断、耐震設計や耐震改修耐震化への支援、ブロック塀の除却又は改修費用への支援、その他、屋根瓦耐震対策への支援など、補助要件及び補助率をそれぞれ定めて運用しております。

耐震診断、耐震設計につきましては、事業費の３分の２を助成しておりますし、耐震工事につきましては、建築年により、事業費の３分の２あるいは３分の１を助成しており、いずれも限度額を設けております。

また、無料の耐震診断については、木造建築に限り平成１２年５月３１日以前に建築された建物、延べ床面積が２２０平方メートル未満等の要件を設定しております。

議員のお尋ねのこれまでの助成件数と助成額は、耐震診断は１４件で１３５万４，２８０円、この内無料診断が８件で９０万２，２８０円、有料診断が６件で４５万２，０００円、耐震設計は６件で９６万円、耐震工事は３件で３００万円となっております。

なお、無料診断は所有者への助成という形態ではないため、町が建築士と直接契約を締結して負担した額としております。以上です。

議長（山根政彦）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

はい。大まかな様子はわかったんですけども、逐一その内容について問うことはなかなか難しいので、大まかにこのいわゆる耐震に係る補助制度についての説明を受けたわけですけども、この取組が町の目指す目標に対してどの程度実施されているのかという辺はいかがでしょうか。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

はい。平成２２年度以降１５年程度経過しているわけですけども、その間、耐震工事までされた事案が、先ほど申しましたように３件ということで、まだ利用がされていない、利用が低調であるというふうに思っております。

議長（山根政彦）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

たしか、担当の方に、耐震診断が去年は１件だとかいうようなことをちょっと聞いたような気がするんですけども、町長もおっしゃられるとおりに少ないという現状があると思います。次の質問にも関わるとは思いますが、地震列島と言われる日本の中で、我が町は例外ではないというふうにも思っておりますので、引き続きの取組をお願いしたいと思います。

続いて２つ目です。若桜町の２０１１年は初版で、その後２０２３年に改定された防災ハザードマップには、町周辺の地震の発生源である活断層として大きく影響すると思われる順に、雨滝釜戸活断層、山崎断層帯北西部、鹿野吉岡断層があり、震度６強から震度５弱以下の影響があることが図示されております。

地震列島と言われる日本において、我が町

だけが例外とは考えられません。設計、改修工事費に対し、さらに補助を上乗せし、上限額を定めた範囲で全額補助し、住宅耐震化を促進すべきでないかと考えますが、町長の所見を伺います。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

重ねてのご質問にお答えいたします。耐震設計、工事費にさらに補助を上乗せし、上限額を定めた範囲内で全額補助し、住宅耐震化を促進すべきではないかと考えるが所見を伺うのご質問でございます。

本町周辺の3つの活断層の内一番影響をもたらすと思われるのは雨滝―釜戸断層ですが、令和5年度に一部修正された県地域防災計画のデータによれば、マグニチュード7.3クラスの地震が発生した場合の予測震度は、本町の南側約半分が震度4、その北側になります若桜宿、屋堂羅付近等は震度5弱、その北側の来見野、湧見付近等は震度5強、諸鹿、巻米付近等は震度6弱、八頭町、鳥取市、兵庫県新温泉町との町界付近では震度6強の揺れが予測されております。

これによる家屋の倒壊予測数は、全壊が約10棟、半壊が約40棟、一部損壊が約190棟と想定されております。幸いにして本町においては、現在まで地震により大きな被害を受けた記録がありませんが、その辺りから「若桜は地震に強い」「若桜は地震が起らない」と言うような、地震に対する「安全神話」のようなものが生まれ、地震に対しては楽観的などころが少しあるのではないかと考えております。

しかしながら、近年、全国的に想定外の災害が起こるようになってきておりますし、南海トラフ地震も近い将来発生するというような状況の中、わが町だけは安全だという科学的

な根拠はなく、住宅の耐震化など地震への備えは必要であると考えているところです。

本町の住宅耐震化率は、平成21年度末では40.3%、令和元年度末では49.6%と推測しており、耐震化は徐々に進んでいますが、まだ半数程度は耐震化されておらず、住宅耐震化の助成制度をもっと活用していただいて、耐震化を進めていかなければなりません。

本年度、この1月に大野及び加地集落を対象に、耐震診断や耐震工事の必要性について戸別訪問により説明をする「耐震ケースマネジメント事業」を鳥取県建築士事業所協会の協力をいただいて実施しましたが、現時点で耐震診断まで進展したお宅はございません。

やはり、耐震工事の施工となりますと多額の費用が必要となりますので、簡単には取り組めない、独居や高齢者世帯では「安全神話」に加えて、後継ぎもいないし、自分たちの代で終わりだからというような理由もあるのではないかと考えられます。

最近では、家全体を改修するのではなく、居間と寝室というような部分補強をする耐震化のし方もあるようでございます。議員から全額補助等のご提案がございましたが、こうした部分改修も提案しつつ、補助金の対象とするなど、取り組み易い制度への改正を検討したいと思っておりますし、今まで以上に啓発にも力を注ぎ、多くの町民の方に対策の必要性や助成制度等の周知を図ってまいりたいと思います。以上です。

議長（山根政彦）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

はい。補助事業で全額というところの決断までにはまだ至っておらないという感じがしました。部分改修などでの助成制度の設定だとか、そういうことをおっしゃられたわけで

すけれども、そういうことをもちろんやっていただきながら、できるだけ耐震工事が速やかに進むような取組を町として最重要課題として取り組んでいただきたいというふうに思います。

先ほども若桜町が例外ではない、町長も安全神話が若桜町にあるというふうな話をされましたけれども、専門的なことは私も述べられないんですけれども、ハザードマップでも町全体が急傾斜地の多いところであると。これは当たっているかどうかわかりませんが、地震が起きたときに、山津波でも起こったらもう取り返しのつかないことになるんじゃないかということも心配します。したがって、今後そういう取組に力を入れていただくことを望み、次の質問に移ります。

若桜学園の体育館は、町の指定避難所となっています。この間の能登半島地震等、冬季はもちろん夏季においても快適な環境の中で避難生活が送れることが必要です。また、若桜学園児童・生徒の夏場の熱中症予防にも寄与するものとなります。昨年成立した国の2024年度補正予算には、空調設備臨時特例交付金を創設し、学校体育館へのエアコン設置を進める方針であると聞いています。学園体育館へのエアコン設置について町長と教育長に所見を伺います。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

重ねてのご質問にお答えいたします。町の指定避難所である学園体育館へのエアコン設置についての所見を伺うのご質問ですが、私からは、指定避難所の設置者として答弁させていただきます。

若桜町地域防災計画では、指定緊急避難場所・指定避難所として11カ所を指定しており、その内、若桜学園体育館をはじめ第1、

第2町民体育館等6カ所の指定避難所につきましてはエアコンなどの空調設備は整備されておられません。

特に、体育館に空調設備を新たに整備するには、断熱改修も含めると莫大な事業費がかかりますので、その代替えとして、スポットクーラー3台、ジェットヒーター22台を購入し、十分な台数ではございませんが有事の際には対応できるよう準備をしております。今後、保有台数を増やすよう努めてまいりたいと考えております。

また、空調設備を本年度更新整備したJA若桜支店2階の多目的集会施設を新たに指定避難所に指定するよう準備を進めているところでございます。

平成30年7月豪雨の大雨特別警報発令並びに令和4年9月の台風14号による大雨土砂災害警報発令時には、避難指示及び高齢者等避難を発出し町内数カ所に避難所を開設しておりますが、若桜学園では体育館ではなく空調設備の整った「さくらホール」に避難所を開設しております。

指定避難所としては、若桜学園として、校舎、体育館、校庭を全体として指定しておりますので、そこは柔軟に運用していくということでございます。

議員の「快適な環境の中で避難生活が送れることが必要である」とのご意見には賛同するところであり、避難所の開設にあたっては、空調設備の整った場所から優先的に開設するように指示しているところでございます。

なお、学園体育館の空調設備の設置につきましては、部活動での熱中症対策といった児童生徒の健康対策という別の側面もありますので、そうした観点では教育長から答弁いたします。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。盛田教育長。

教育長（盛田恭司）

先ほどの中尾議員の一般質問にお答えをします。私の方では、学園の夏場の熱中症予防に関する部分についてお答えをします。

熱中症対策についてでございますが、国の学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引きでは、熱中症の死亡事故の多くは体育やスポーツによるものがほとんどで、特に気温が比較的高くない場合でも湿度が高い場合には発生することが特徴とされております。

熱中症の危険度を判断するものとして暑さ指数、これは湿度、日射及び輻射、気温の3つを取り入れた指標でございますけれども、これが有効であるとされておまして、多くの学校で体育や部活動の実施の可否の目安として用いられております。

若桜学園につきましても、養護教諭や部活動顧問が簡易測定器で屋外の暑さ指数を測定したり、体育館内設置の熱中症対策温湿度計で暑さ指数を測定したりして、体育の授業や部活動の可否を検討しております。

暑さ対策が必要な場合は、体育の授業中に休憩を設けたり、水分補給の時間を設けたりするなどしております。ただ、夏場の体育の授業は水泳が中心でございます、体育館の使用はほとんどない状態でございます。また、全校が集まる集会などはさくらホールを使用しております。

部活動につきましては、通常さくらホールで活動しております卓球部が夏休みに入って盆までの期間限定で体育館を使用しておりますが、午前中の比較的涼しい時間帯にこまめな休憩、給水、塩分補給など、熱中症対策をしながら活動しております。

このように夏場の体育の授業での体育館使用は限定的でございますし、また、部活動も比較的午前中の涼しい時間帯に活動しております。

また、冬場についても、児童・生徒が服装を調整しながら活動しているところでござい

まして、体育館への空調設備がない状況でも学校の教育活動に大きな影響はないと考えておまして、現在のところ、空調設備の整備について検討はいたしてございません。以上でございます。

議長（山根政彦）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

現状では必要なしということなんですね。これから先、どうなるかということですが、児童が大幅に増えるというようなこと想定できないという中で、若桜学園としては現状の対応が正しいのかなというようなことは、答弁をお聞きしながら思ったところです。

国の補正予算の時にもそういう学校体育館の空調施設の話が出ておりましたし、今開かれている国会での予算委員会でも、野党の方の質問はよく聞いてなかったですけども、与党ですね、自民党、公明党の議員もこの件について質問に立たれて、石破首相は山形の例を取り上げられて、最大限取組を進めるという答弁もしておられました。そんなようなことを聞きながらこのたびの質問をさせていただきました。

前回、新川教育長時代に同様の質問をしておまして、続きとしてやらせていただきましたけれども、現状必要ないという内容がよくわかりました。

次に2番目の質問です。小規模住宅改修事業助成交付金制度についてであります。小林町長、矢部町長在任中に実施されました若桜町小規模住宅改修事業について、助成交付金制度は町内業者と町民に大好評でありました。住宅の耐震化にも資する事業であると考えますので、再度この制度を実施すべきではないかと思いますが、町長の所見を伺います。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

以前、若桜町で実施された小規模住宅改修事業助成交付金の補助金制度は好評であったため、再度、この制度を実施してはどうかというご質問ですが、まず、小規模住宅改修事業費助成金についてご説明しますと、この制度は、定住の促進及び町民の住環境の向上並びに地域経済の活性化と町内事業者の支援を目的に、平成27年度から3年の期限を設け開始したもので、その後、平成30年度からは住宅改修事業費助成金に名称を変更し、期限の延長を行いながら実施し、令和3年度で終了したものです。

助成の内容としては、20万円、最終年度は10万円で行っていただきましたけれども、これを上限に住宅の改修費用を補助率10/10で助成するもので、屋根や外壁、窓等の改修工事、浴室、トイレ、台所の修繕、畳の張り替え等が大半を占めており、7年間で326件、4,894万円あまりの助成がなされております。

この助成制度を再度実施してはどうかのご質問ですが、行政施策として公費を投じて助成を行う以上、単なる個人の資産形成にとどまらない、何らかの政策誘導効果が期待できるものでなければならないと考えています。

7年間の助成の実績を点検してみますと、家の通常の修繕が中心で、政策誘導効果が少し弱いように感じており、この制度を再度実施することは、現時点では、考えておりません。

議長（山根政彦）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

検証の結果の現状をお話されたと思うんですが、前回、私が質問した時に、再度

やるとしたら検証した上で取り組むというふうな話で、現状の検証の1つの内容が、今、町長が述べられたことじゃないかなというふうに推測しますが、瓦の修繕については耐震化での助成制度があると思うんですが、外壁であるとか、屋根の総替えみたいなところではきっと利用できる内容ではないかなというふうにも思いますので、現状そういう執行部のお考えなんですけれども、そういう町民の声や、私が先ほど言いましたように、町として、耐震化に資する事業の位置づけで引き続きの検証と検討をお願いしたいと思うんですが、町長に再度お尋ねします。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

はい。小規模な住宅改修の助成についてのお尋ねで、これについては従前通りの事業内容であればなかなか個人の資産形成以上の政策効果的なものはないのではないかとということでございます。

やはり予算が大変厳しい中で、あれもこれもというのはなかなかないところもあります。住宅の改修については、令和4年の9月から住宅支援制度というものを設けまして、移住者だけでなく地元の住んでおられる方も住宅の、こちらは大規模な改修なり、新築になるんですけれども、最大300万という大きな助成制度を設けております。

こちらはこれまで15件、約2,000万円の規模で利用していただいております、大半は地元の方が使っていらっしゃるというような実態もございます。

そうした状況もありまして、これは移住定住にそのまま結びつく効果がある事業だというふうに考えておりますし、また、先ほど耐震のお話もございましたけれども、耐震につきましては、先ほど来、お話をさせていただ

いております耐震のための制度が既にございますので、今日の議員との議論の中でそちらの方を拡充する方向で検討してみたいと思っておりますので、従前どおりのこの小規模住宅改修事業については、そちらのほうでやっていくということにさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（山根政彦）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

現状ではこの小規模の住宅リフォーム制度を行うという話ではなかったというふうに思っています。

この事業について町内業者の皆さんが、やっぱり取り組んでよかったという声を発されずずっと続いてきたものですから、私の中でこのたび耐震についての質問に関連してさせていただいたわけであります。

現状そういう状況なので、もし、こういうことについての政策誘導的な話ができました時には考えていただけたらと思います。

3点目の質問は、町の福祉政策についてであります。その1つ、これまでの紙の保険証は、法制度の改正により、社会保険は12月2日から1年間、国保、後期高齢者医療は本年7月31日までは使用できますが、その後は、マイナ保険証を持たない被保険者には、これまでの保険証の代わりに資格確認書が発行される仕組みとなりました。

マイナ保険証の利用率の低さが言われ続けてきましたが、1月24日の厚生行政ニュースによると、令和7年1月22日の厚労省発表でも昨年12月利用率は25.42%と低迷していると伝えています。

窓口でのトラブルが絶えず、情報漏えいの恐れもあるマイナ保険証への不信、不安感が解消したとは言えません。再度の法改正が必要ではありますが、今までどおり紙の保険証

も使えるようにすべきではないかと考えますが、町長の所見を伺います。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

マイナ保険証に関しまして、従前の紙の保険証も使えるようにすべきと考えるが所見を伺うとのご質問でございます。

中尾議員からは、令和5年12月議会定例会において同様のご質問をいただいております。その際、「法令に従い、被保険者の円滑な保険診療を可能にするよう準備を進めてまいりたい」と、お答えしたところであります。

当時から1年余り経過し、準備段階から実施段階となりましたが、国の方針に変更はなく、私の考えも同様でございます。

なお、ご質問の中で昨年12月のマイナ保険証の利用率は25.42%とのご紹介がありました。ご指摘のとおり確かにまだまだ低い利用率ではありますが、前回ご質問時点では、4.49%であり、5倍強の伸びとなっております。これは、情報の誤登録や暗証番号の入力等使い勝手の悪さなど、ご指摘に対する改善やその後の説明により、完全ではないものの不信感や不安感が少しずつ解消されつつある結果であると思っております。

着実に利用率は増えてきていますが、今春にもマイナ保険証機能がiPhoneに搭載される予定であり、そうなれば利用率もさらに増えるのではないかと期待されています。

ちなみに、マイナ保険証の利用登録は、昨年10月より、ご本人の申請により解除することが可能となりましたが、現在まで、本町では、解除申請を受け付けた実績はございません。

今後も、法令に従い制度を運用するとともに、町民の皆様からのお問い合わせ等に対する丁寧な対応により、不信感や不安感の払拭

を図り、メリットである情報連携により、質の高い医療の提供が可能となるよう、マイナ保険証の利用率の向上に努めてまいりたいと考えております。以上です。

議長（山根政彦）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

はい。町長の方から、法改正をもって紙の保険証を継続するということは考えていないとか、そういう考え方はできないというふうな答弁だったと思います。

私が思うのに、国民皆保険である国保でありますし、社会保障制度は、全てやっぱり医療は平等であるという、そういう観点からでの取組が望まれているわけです。

マイナ保険証といいますか、マイナンバーを取得している人が80%近い取得率であり、それに近い登録はされているかもしれませんが、利用率が25.42%という現状はやはり使いにくさがあるというふうに思いますし、トラブルで何時間ということはないかもわかりませんが、窓口で苦勞されている現状はよく聞きます。

したがって、マイナ保険証を自分の権利として取得して使われるのは法律に沿ったやり方だというふうに思いますけれども、現状、法からは外れるんですけれども、復活して使いやすい紙の保険証を併用するということは、国民皆保険の一つの目指すところと通じるものがあるんじゃないかというふうに思います。

町長のお考えに反論するほどの反論はできないんで答弁を求めませんけれども、全国でそういう声が強まっているということは、町としても受け止めていただきたいなと思います。

次の質問に移ります。制度改正により、資格確認書を所持している世帯で1年以上保険税を滞納している世帯には、特別療養費の支

給者であることを促す資格確認書が発行され、医療機関窓口で10割負担を求められる可能性があるということです。

これまで生活上の困難を抱える世帯には短期保険証が発行され、納付相談に応じながら保険税納付につなげる努力が払われてきましたが、新制度での生活困窮者に対する受療権を守る方策はどのように講じられるのか伺います。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

新制度での生活困窮者の受療権を守る方策をどのように講じられるのかというご質問でございます。

ご指摘の「特別療養費の支給者である資格確認証」につきましては、特別の事情もなく1年以上保険税を滞納している被保険者に対し交付するもので、この資格確認証を交付された場合は、医療機関の窓口で、医療費の10割をお支払いいただくこととなります。

この10割をお支払いいただく制度は、何もこの度の制度改正により新規に創設されたものではなく、以前からある制度で、従前は「資格証明書」を交付するというものであります。

これらの制度は、1年以上の滞納をもって一律に適用するものではなく、「特別の事情」があるかどうか、ご本人やその世帯の状況を十分に把握したうえで判断することとされております。

この「特別の事情」とは、災害や盗難、失業・廃業、本人及び世帯員の傷病等により保険税の納付が困難となった場合等とされております。

本町においては、町民の皆様から納期内納付のご理解をいただいております。また、納付が困難な方についても、納付相談に応じていた

だき、納付計画に基づき、分割により納付いただいているところでありまして、資格証明書の交付は行っておりませんし、新制度における「特別療養費の支給者である資格確認証」の交付対象者はいらっしゃいません。

このような状況でございますので、現時点において、受療権を侵害することはないものと考えております。

一方で、保険制度は「相互扶助」が原則であり、保険料の確保や収納率の向上は、その保険運営上極めて重要であり、納付相談に応じない、所得・資産状況から十分負担能力があると認められるのに納付しない、納付計画を履行しない等、いわゆる「悪質滞納者」があれば、公平性の観点から、滞納処分等も含め厳正に対処すべきものであると考えております。

議長（山根政彦）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

ちょっと町長にお聞きするのは適切でないかもしれませんが、単純な話で、特別な事情があるにせよ、1年間滞納すれば、前の法律では資格証明書ですか、そういうものが発行されて窓口で10割負担ということで、このたびは特別の資格確認書ということで、その方についても10割負担がされるんじゃないかというのが1つの懸念としてあるんですけれども、その辺での法律的な、あるいは厚労省なんかの通知なり、そういうものがどういうふうに扱われているかというのを検討されたかどうかについてお聞きします。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

はい。担当課長のほうからご説明させてい

たきます。

福祉保健課長（藤原祐二）

はい。失礼いたします。福祉保健課の藤原でございます。ご質問にお答えしたいと思います。

この件に関しての国からの通知はということであろうかと思いますが、先ほど町長の答弁の中でもありましたとおり、確かに1年以上の滞納者に対してということでございますが、先ほども申し上げましたとおり、一律に適用するものではないと、ご本人の事情を確認すべきという通知がなされております。

また、特別受給者である資格確認書を交付するにあたりましては、ご本人に弁明の機会を設けること、それから窓口でいきなり10割負担にするのではなく、10割になりますよという事前通知を送ることというようなことがされておりますので、仮にその対象になられた方につきましても、医療機関で急に10割払えというようなことはないものと考えておるところです。以上です。

議長（山根政彦）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

はい。課長の答弁で安心したところですが、私の勉強したところではそういう丁寧な納付相談でもって対応して、受療権が侵害されないようにということが、厚労省自身が厚生労働委員会での質問に対して答弁しておる中にあります。

それで、ちょっと付け加え的に申し上げると、特別療養費の支給となった世帯の子どもや重要な必要性を訴える滞納者には、臨時に資格確認書を交付し、3割負担などで医療を受けられるようにするという厚労省の対応がありますので、課長の答弁と一致して思うんですけれども、改めて確認して、町とし

でも大変な方々への対応を丁寧にやっていた
だきたいということをお願いして、次の3つ
目の質問に入ります。

昨年4月からの訪問介護基本報酬の2から
3%引下げにより、訪問介護事業所の倒産は
昨年過去最多を更新しました。介護従事者の
処遇改善が進まず、その上に報酬引下げによ
り事業の継続が困難になっています。若桜町
では社協が中心的な役割を担っていますが、
介護事業部門の経営への影響は大きいと考え
ます。

1月7日付のしんぶん赤旗、また、1月2
9日付朝日新聞によると、新潟県村上市では
報酬引下げ分を昨年4月の改定に遡って補助
すること、燃料費支給金として車1台につき
月3,000円を支給するとともに、7キロ
を超える訪問に1回50円を上乗せする補助
を行うことが伝えられています。

若桜町で同様な補助制度ができないかどう
か、町長の所見を伺います。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

訪問介護事業所に対し、介護報酬引き下げ
分の補填や、燃料費支給金等、他地域が行っ
ている制度ができないかというご質問でござ
います。

中尾議員ご指摘のとおり、今般の介護報酬
改定で、訪問介護に係る基本報酬が引き下げ
られたことにより、全国では経営が悪化し、
事業廃止となった事業所が多数発生しており
ます。

本町内では、若桜町社会福祉協議会が訪問
介護事業を実施していますが、経営面での影
響は出ているとお聞きしております。

鳥取県では、介護保険サービスのうち、訪
問介護サービスが地域の在宅介護において果
たす役割の重要性に鑑み、特に中山間地域で

は都市部に比べて訪問サービスの効率が悪い
ことを考慮して、事業継続が困難となってい
る訪問介護事業所に対し、市町村と共同して
運営費等を支援する制度を令和3年度には既
に創設されました。

本町におきましても、この県の制度を活用
し、令和3年度より町内の訪問介護事業所に
対し、運営費助成を行っているところであり
ます。

助成の内容は、公益財団法人介護労働安定
センターが実施する「事業所における介護労
働実態調査」に基づく人件費の2分の1と、
訪問介護サービスの提供に係る報酬額の1
5%に相当する額の合計額を、当該事業所
における前年度の訪問介護事業に係る財源不足
額を上限として補助するものであり、令和6
年度の交付額は、365万円となっております。

中尾議員より新潟県村上市における支援内
容をご紹介いただきましたが、村上市の支援
内容をもとに、町内事業所の令和5年度実績
にあてはめて交付額を試算してみますと、報
酬引き下げ分として約18万円、燃料費支給
金分として、上乗せ分を含め約12万円で、
合計約30万円となり、本町が実際に交付し
ている額をはるかに下回る結果となります。

従いまして、本町といたしましては、現行
の県制度を活用した補助制度以上に支援する
ことは考えておりません。

議長（山根政彦）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

事前にそういう話を聞いておればこの質
問に立たなかったんですけども、現状そう
いうことで県の助成制度があつて、事業所と
してはそれなりの経営サポートがされている
ということなんで安心したところです。です
ので、そういった制度がさらに拡充されるよ

うに望んで、以上で質問を終わります。

議長（山根政彦）

続いて一般質問を許します。2番、森田二郎議員。

議員（森田二郎）

はい。皆さんこんにちは。2番森田です。つい先日大手企業の賃金が引き上げられて満額回答とありました。それがすごく話題に上がっていましたが、NHK等のインタビューでは、中小企業は対応が難しく、それを聞いてみると本当にこれからまた格差が広がっていくのではないかと不安を感じています。

そういう格差が広がった社会では、よくあるのがやはり生活に展望が持てずに人権意識が薄れて、世の中が荒れて犯罪に手を伸ばして手段を選ばずお金を手にしようとする犯罪が増えてきたというようなことを感じています。とても不安を感じています。

今回は、そうした犯罪から地域住民を守ることも含めた防犯対策について、質問をさせていただきます。

近年、国内の広域で生活苦やお金欲しさから闇バイトに関わった犯罪が多発しています。これらの犯罪の標的になるのは、多くは独居、または高齢者宅です。

本町も高齢化が進み、こうした犯罪の被害者になる可能性が高い高齢者世帯が増えています。また、人口減少により高齢者に限らず、子どもたちに対しても地域の見守り機能が低下していると思います。

そこで、防犯対策として町内の出入口や学校、通学路、高齢者が多く居住する地域に防犯カメラを設置し、犯罪の抑止や事件の早期解決につなげてはと考えます。町長のお考えを伺います。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

森田二郎議員の一般質問にお答えします。町内の出入口や学校と通学路、高齢者が多く居住する地域に防犯カメラを設置し、犯罪の抑止や事件の早期解決につなげてはと考えるが町長の考えを伺うとのご質問です。

防犯カメラの設置につきましては、自分の容貌、姿態をみだりに撮影されたり、公表されたりすることのない自由が人にはあると思いますので、プライバシーや個人情報の保護等に十分な配慮が必要となります。

こうした観点から鳥取県では、防犯カメラの設置につきまして、鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例に基づき指針を定めており、防犯カメラの設置者等対して、設置目的の明確化、設置場所及び撮影の範囲、管理責任者等の指定、画像の適正な管理、利用及び閲覧等の制限、個人情報保護法等の遵守などを求めています。

本町では、こうした指針に準拠して、平成23年に役場庁舎玄関、平成25年に道の駅に設置し、令和5年には若桜鉄道において若桜駅にカメラが設置されております。いずれも基本的には利用者の安全確認や施設管理を目的としておりますが、犯罪等が発生した場合には捜査に協力することで、防犯カメラとしての役割も果たすものでございます。

また、令和7年には若桜学園に不審者対策、児童・生徒の安全確保の観点からカメラを新たに4台設置するようこのたび予算計上しております。

なお、本年度県において、闇バイト等による強盗・特殊詐欺等の被害を未然に防止することを目的に、60歳以上の方が居住される世帯が対象となりますが、防犯カメラ、これは屋外用・録画機能付のものですとか、カメラ付きドアホン、これは録画機能付きのものですけれども、こういったものを購入・設置された経費に対して助成する制度が新たに創

設されておりす。

本町では、2月3日現在では12世帯の方が活用されているようです。この制度は、令和7年度以降は市町村に事務が移管されることが決まりましたので、6月補正予算に必要経費を計上して取組むよう準備をしております。

このように既存の公共施設等の防犯カメラに加え、多くの世帯で防犯カメラの設置が進むことにより、犯罪への抑止力となりますので、現段階で町内の出入口である国道や県道及び町道へ防犯カメラを設置することは必要ではないのではないかと考えております。

議長（山根政彦）

森田二郎議員。

議員（森田二郎）

私も教員現職時代に若桜学園に防犯カメラを設置してほしいという要求を出した経緯があって、今回そうやって学園のほうに防犯カメラがつくのは非常にいいことだなと考えています。

ただ、大阪市役所の畑中さんという方が、この防犯カメラについての論文を書いておられまして、その中には、防犯カメラが抑止力なるためには、数が必要だということを書いておられます。

なぜかという、防犯カメラの抑止力というのはできないところもあります。例えば喧嘩であるとか、情動的な犯罪、事件については、抑止力はないです。

ところが意図した犯罪、盗んでやろう、計画して盗みに入ってやろう、強盗をしてやろうというメンバーの人たちに対しては非常に抑止力がある。それはどうやったらその抑止力が発揮されるかという、いろんなところにカメラが設置されている、カメラの数が大切だという論文を書いておられます。

つまりここにもある、ここにもある、これ

は入れないわというところに持っていかなければ、防犯カメラの意図が発揮されない、威力が発揮されないというふうに明確に語っておられます。

事実、私が調べたところによると、これまだ古いデータなんですけれども、2015年から16年に群馬大学の大学院と埼玉大学の理工学研究のチームが都道府県29、市特区から422、町村で478からアンケート調査をして答えを得ているんですが、その中で、全エリアに設置しましたかどうかという質問に対して、427自治体が、全エリアに設置していると回答したんです。2015年、16年。早いんですね。

アンケートに参加した人たちの言い分は、運用のガイドライン及びそれに基づく運用方法を工夫することによってプライバシー侵害の可能性を排除できる、十分なレベルで達成できるというのがお答えだったようです。

先ほど町長さんが言われたように、県もガイドライン的なものは作っています。実は、多分一番古いのは静岡が作られたガイドラインだと思うんですけれども、多くのそういう全エリアに設定している市町村では、そういうガイドラインを参考にしながらいろんなエリアに設置して防犯抑止に努めておられます。

なぜ、抑止になるかというのを言わないといけないですね。カメラには防犯カメラ設置中という表示が必ずつきます。これ規定なんですね、ガイドラインの。表示しなければならぬというガイドラインがあって、そういうことをすると、あるなというのがすぐ誰にもわかってしまう。そういうものがたくさん町の中にあると抑止に非常に役に立つという具合に言っておられるわけです。

そうなるやはり、例えば学園であるとか、各公共施設への防犯カメラが必要だと思いますが、一番やっぱり必要なところというのは、私が思うに弱い立場の人たちが利用する場面、場所、通路というところになるかと思うんで

すが、町長さんこの辺への配備についてのお考えはないでしょうか。お願いします。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

はい。弱い立場の人のところの配置ということをおっしゃいまして、先ほど答弁したように、子どもがたくさんいる若桜学園の方に来年度設置をするわけですが、最初に答弁しましたように、カメラの数をとにかく増やせばいいのかというと、やはりそれによってどうしてもプライバシーを侵害されたり、常時そうやって監視をされる社会が本当にいいのか、どうなのかということを考える必要があると思います。

防犯という観点で言うのであれば、やはりカメラというのは一つの新しいツールで、効果はあると思うんですけれども、それよりもやはり住民の力といいますか、住民の皆さんがしっかりとつながって見守りをするようなことがしっかりできれば、おのずと防犯の効果はあるわけでございますので、そちらの方をしっかりとやりながら、カメラは必要のところ、最小限設けて、あとはもう個人のお宅で設置するような制度ができるわけですので、そちらで安心をしていただくということ、でよろしいんじゃないかというふうに考えております。

議長（山根政彦）

森田二郎議員。

議員（森田二郎）

はい。おっしゃるとおり、個人宅に設置するんですけど、個人宅に設置するにしてもガイドラインがやはり必要だということになっていて、個人宅は写るけれども、向い側の家が写ることはだめだということになっていて、

つまりいろんなところに防犯カメラを設置してもプライバシーを守るためのガイドラインがあって、マスキングという技術をいろんなところで使っています。

例えば通りを写すにしても個人宅を写さないようにマスキングをするというような形でプライバシーを守ること、いわゆるその商店街に設置するということも可能になってきています。

市町村の多くで見られるのは、侵害にならないための対策ポイントとして近所の家が写らないようにする、防犯カメラが設置されている旨を通知する、撮影データをネット上に公開しない、プライバシーマスクを利用する、ガイドラインを遵守するということで、きちんとそういうポイントがあって守られていて、ガイドラインも決められているわけです。

それで、実は調べてみると割に多くの市町村が通学路に設定しているんです。つまり学校に行くまで、行き帰りの安全も確保したいということです。その辺も考えると、施設にいる時には何とか守られても通学路では守られないから、危ないからつけるという発想から来ています。

確かに先ほどの地域のつながりは必要だと私も思います。今、非常に高齢者がたくさんおられるので、安否確認ではないですけども、声をかけさせていただいたりして、努力はしています。

ただ、24時間は無理です。防犯カメラのよさは24時間稼働してくれることです。犯罪が起こるのを止めることはできなくても、何がそこで行われているのか、どういう時間帯に何が、誰が入ってきたのかというのは見られるので事件の早期解決にはなっている、24時間体制の防犯ができるということが1つの大きなメリットかなと思っています。

私も町長さんが言われるように、管理社会は嫌です、確かに。調べてみると、一番防犯カメラが多い国って中国だそうです。2億ぐ

らのカメラが作動していて、もうすぐ6億になるって言われています。アメリカで5,000万ぐらいです。

今、日本には、確か調べたら500万台だそうですけれども、それで、これを計算すると人口1,000人あたりに3.95台ぐらいでしたかね、何かそういうデータが出ていました。4台ぐらいあるんですけれども、これは、ただ、監視カメラ自体が店舗の中にかくさんあるので、それもカウントに入っている、そんなにたくさんはないんですよ、実は。まだ普及をしてないです。

だけれども、県によっては、千葉県とか、山梨県とは、県が自治体に補助してつけていますよ、大体総事業費の2分の1、そして、カメラ1台には上限で15万円ぐらいっていう具合に設定してやっておられるところがあります。それを受けてつけられたところもあります。

実は、私このあいだ2月に、東京に出張させていただいて、広報のクリニックに参加したんですが、そこに兵庫県の稲美町の方が来ておられて、その広報誌の中に防犯カメラ107台設置っていう記事が載ってまして、これはすごいなと思いました。

どうやったんですかって尋ねたら、本当に住民と共通理解をして、それでやったことです。それで、去年の10月ぐらいから工事にかかって、この3月には運用開始という具合にしておられます。

それで、ちなみに稲美町の規模なんですけれども、大体総面積が34.9平方キロメートル、3,517戸、人口が大体3万人、それで、予算規模が、一般会計予算が117億8,000万ぐらい、全会計が225億ですかね、うちの3倍、2倍ぐらいの規模なんですけど、ここが107台ということで、地図も見せていただきました。

どこにつけるんですかって言ったら、道の交差点にいっぱいいつているんですよ。それ

で、いろんなところから子どもが通ってくるということもあるんですけども、そういう設置のし方をしておられて、もちろんマスキングを活用しておられます。ガイドラインを設定して、それをちゃんと町民さんにどういうカメラなのか、しっかり説明をしておられます。

例えば見守りタグを持った人がカメラの近くを通過すると保護者や家族に、アプリやメールのほうに知らせがいく。それで、居場所を知らせることができるかっていう見守り機能が含まれている、でも、プライバシーは守りますよと。

ただし、外部に映像データを送ることもあります。例えば住民の安全・安心を確保する場合、裁判所からの命令があった場合、警察に捜査依頼された場合というようなことでちっと全てを公開しています。それ以外は管理者がいてカメラはその管理者しか見えない、絶対外に出さない、それで、一定期間で消去するということを明示してしておられます。

だから、プライバシーはしっかり守られるし、今のところ調べてみるとカメラって屋外用のカメラで、最新のやつで稼働すると1台が大体5万ぐらいからです。先ほど言いました15万ぐらいのものもあるし、幅があります。非常に風雨に耐えるものですとかなりいい型でないといけませんし、例えば40台ぐらいつけようと思うとレコーダーもかなりいいものにしないとといけませんから、施工費を含めて大体200万ぐらいかかりますが、先ほど言いました県からの補助があれば、ということも可能になってくるのかなと思っています。

これから鳥取県がどういう対応されるかわかりませんが、こういうカメラを設置する時に、どういうタイミングで設置するのか、とっても難しいのはわかります。

例えば事が起こってから、じゃあ、危ないからやろうという押っ取り刀でやるのか、そ

れで本当にいいのか。でも、早めにつけました。つけたのに、何だ、つけたけど何の事件もない、何の役に立っているんだっていう声があることもあります。

でも、役に立っていないと思われるけれども、カメラがあるからこそ、来ないっていう可能性も裏を返せばあると考えます。さっきも言われておりました抑止力がそこで発揮されているんだろうなと想像できる場所もあると思います。

そういうことで、私はこれから都市圏だけが犯罪の舞台になるんじゃないくて、実際地方やいろんなところで闇バイト、影響受けた犯罪も起こっていますし、いつ鳥取県や若桜町にそれが飛んでくるかわからないということを考えると、非常に私は、田舎のほうが危ないなと考えています。

できれば町長さんにももう少し前向きに検討していただいて、今の公共施設等の場所だけではなくて、高齢者がおられる辺りにも道や交差点を利用した上手な配備をお願いしたいと思いますが、今、語りました現状を踏まえて、もう一度町長さんのお考えを伺います。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

はい。防犯カメラの効能を縷々ご説明いただきまして、そうなのかなっていうふうに思ったところもございますけれども、やはり住民の皆さんの見守りの力というものをベースにしながら、24時間カメラは作動するということで、それを補完する機能としてのカメラをどの程度設置するかということだと思うんですけども、最初に言いましたように、やはりプライバシーとか、個人情報でそういうカメラを置いてほしくないという町民の方もかなりいらっしゃると思いますし、逆に置いたほうが安心だというふうに考える町民の

皆さんもおられると思います。

ここは本当に意見のわかれるところだと思いますので、町民の皆さんのご意向も伺いながら、今後検討していかなきゃいけないのかなと思います。また、県の補助という話がございましたけれども、県としての防犯カメラに対する考え方といいますか、そういったことも含めて今後検討していけたらというふうに思っております。以上です。

議長（山根政彦）

森田二郎議員。

議員（森田二郎）

はい。ありがとうございます。費用もかかりますし、管理・維持にもお金がかかってきます。それで、先ほど言われましたガイドラインをしっかりと示さないといけないと思いますが、むやみに押しつけてやってしまっ、反発を買うということも町長さん言われたようにあるかもしれないので、確かに現状把握、実態把握をしていただいて検討を前向きにしていなければありがたいなと思います。

重ねて言いますが、私も管理社会になるのは望みませんし、防犯カメラでずっと見守っているからつながなくていいやというような考えは持っていません。

やはり互いが顔を見合わせて安全を確認しながら、安心して暮らせる世界が一番いいんですけども、これからそれが通用しない世界がくるかもしれないという不安もあります。

町長さんが目指されている安全・安心のまちづくりの一翼を担える策だとは考えていますので、また情勢をしっかりと見極めて、若桜の等身大の取組とか、設置について前向きな検討をお願いしていただけたらとお願いしまして防犯対策についての質問を終わりたいと思います。なお、施政方針についての質問は取り下げさせていただきます。終わります。

議長（山根政彦）

これで一般質問を終結します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

午前 10時43分 散 会